

○ 課徴金の計算方法

(1) サカイ

ア 金融商品取引法第 172 条の 7 の規定により、大量保有報告書等の不提出に係る課徴金の額は、

当該提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における金融商品取引法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に 10 万分の 1 を乗じて得た額となることから、

(ア) 令和 4 年 10 月 26 日までに提出すべきであった大量保有報告書に係る課徴金の額は、

$$539 \text{ 円} \times 10,956,500 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 59,055 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、50,000 円

(イ) 令和 5 年 1 月 5 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$537 \text{ 円} \times 10,956,500 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 58,836 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、50,000 円

となる。

(2) サンワ

ア 金融商品取引法第 172 条の 8 の規定により、重要な事項につき虚偽の記載があり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている変更報告書に係る課徴金の額は、

当該変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書が提出された日の翌日における金融商品取引法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に 10 万分の 1 を乗じて得た額となることから、

令和 4 年 12 月 22 日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$$533 \text{ 円} \times 10,956,500 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 58,398 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、50,000 円

イ 金融商品取引法第 172 条の 7 の規定により、変更報告書の不提出に係る課徴金の額は、

当該提出すべき変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき変更報告書の提出期限の翌日における金融商品取引法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に 10 万分の 1 を乗じて得た額となることから、令和 5 年 1 月 5 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$537 \text{ 円} \times 10,956,500 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 58,836 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、50,000 円

となる。